



KUMAMOTO

GREEN Rotary-Club

The Weekly Bulletin

Kumamoto green rotary-club district 2720 rotary international

2018~
2019年度
テーマ

国際ロータリー 「インスピレーションになろう」 R.I.会長 バリー・ラシン

地区方針 「ロータリーを信奉し、奉仕に行動しよう」

R.I. 2720 地区 ガバナー 高山泰四郎

熊本グリーンRC 「手をつなごう、手をのばそう」

熊本グリーンRC会長 本田悟士



インスピレーションになろう

■例会日：毎週月曜日 18:30~19:30
■例会場：熊本市中央区城東町4-2 熊本ホテルキャッスル
TEL096-326-3311

■創立：平成元年2月22日 ■会長：本田悟士 ■幹事：福島和見 ■会報担当：栗山義則
■事務所：熊本市中央区城東町4-2 熊本ホテルキャッスル内
TEL096-354-4521 FAX096-354-4053 E-mail:kgrc@serc2720.org

国際ロータリー
第2720地区

熊本グリーンロータリークラブ週報

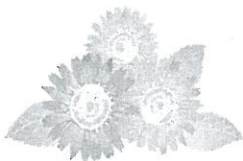
【2018年7月30日】

第1310回

2018-2019年度 第4回

【例会】

1. 開会・点鐘 18:30
2. 食事と交歓



ロータリーソング 「手に手つないで」

会長スピーチ (本田 悟士 会長)

こんばんは。

この週末は台風の西進に振り回された日本列島でした。

ここ1,2ヵ月の間だけでも、6月18日の大阪府北部地震(死者4名、負傷者434名、全壊9棟、半壊87棟、一部損壊27,096棟)、同月28日から7月8日にかけての平成30年7月豪雨(死者219名、行方不明者10名、負傷者369名、全壊3598棟、半壊3127棟、一部損壊1898棟、床上浸水14,446棟、床下浸水20,839棟)と大災害が続いており、その被害の甚大さ、被災地の窮状に胸が詰まされるおもいです。

先週の理事会では、豪雨被災者支援のため一人2000円の特別会費徴収が承認されました。皆様のご協力に感謝いたしますとともに、あらためて亡くなられた方々を悼み、また、一日も早く被災者の皆様が日常を取り戻されることを心から願う次第です。

さて、このような天災・地災に関連して、今日は債務の弁済の一局面についてお話しします。債務の弁済というのは、債務者が、債権の目的を実現させること、例えば、借りたお金を返すで

あるとか、請け負った仕事を完成させて引き渡すといったことをいいます。

そして、この弁済については、別段の意思表示がなければ、特定の物の引渡しは物の存在した場所、それ以外については債権者の住所地で行うこととされています(民法484条)。借りたお金は、貸した人の家に持って行って返すわけです。もし、弁済を約束通りに行わない(約束の場所で、約束の期限までに履行しない)と、債務不履行を理由に解除されたり、期日を過ぎた後の遅延損害金というものが発生したりすることになります。

これって結構重要なこととして、無利息でお金を貸しているような場合でも、約束の日を過ぎてからは遅延損害金が付くのです。しかも年5%とか6%も！(ちなみに民法改正により2020年施行後は当座3%となり、商事利率は廃止されます)。

ところが、地震や豪雨、台風などで、弁済したくとも弁済できない場合についてはどうでしょう。解除されたり、遅延損害金が付いたり…債務者の落ち度ではないのにそのような一種のペナルティが課されることは不相当だと感じられるのではないのでしょうか。

このような状況を指す言葉、皆様しばしば口にしているいは耳にされることがあるのではないのでしょうか。→Q

そうです。「不可抗力」ですね。

実は「不可抗力」自体に、法律上の定義は定められていません(通常は、台風、地震、豪雨等人力をもってしては防ぐことのできない異常な災害、その他社会通念上可能な限りの防止措置を講じて

卓話予定

- 8/6 クラブ・フォーラム「会員増強について」
- 8/13 例会取り止め(定款第8条第1節に基づき)
- 8/20 「第3回クラブ協議会」(開行ガバナー補佐訪問)
- 8/27(月)「高山泰四郎ガバナー公式訪問(熊本城東RCと合同例会)」(於：ホテルキャッスル)
(食事12:10~/合同例会12:30~13:30/集合写真13:30~)
- ★8/27(月)18:30~→同日(月)12:30~に例会変更

【熊本グリーンRC ホームページアドレス】 <http://www.kg-rc.com/>

も抗することのできない事故等で債権者、債務者のいずれの責めに帰すこともできないものをいうと思われます)。

ただ、この言葉自体は、民法の中だけでも6カ所出てきます。

第二百七十四条 永小作人は、不可抗力により収益について損失を受けたときであっても、小作料の免除又は減額を請求することができない。

第二百七十五条 永小作人は、不可抗力によって、引き続き三年以上全く収益を得ず、又は五年以上小作料より少ない収益を得たときは、その権利を放棄することができる。

第三百四十八条 質権者は、その権利の存続期間内において、自己の責任で、質物について、転質をすることができる。この場合において、転質をしたことによって生じた損失については、不可抗力によるものであっても、その責任を負う。

第四百十九条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。
2(略)

3 第一項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

第六百九条 収益を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。ただし、宅地の賃借については、この限りでない。

第六百十条 前条の場合において、同条の賃借人は、不可抗力によって引き続き二年以上賃料より少ない収益を得たときは、契約の解除をすることができる。

ここで気をつけねばならないのが、金銭債務の履行については、遅延損害金について、不可抗力を理由として責任を免れることができないとされている点です(前記民法第419条3項)。

金銭の支払いが遅れると、債権者の側にも不利益が生じます。例えばその運用益を得損ねたり、他の目的に必要な資金を借り入れて調達したりせねばならなくなります。

このような場面で、どちらにその不利益を負担させるかとなると、同じように、どちらに責任のあるわけでもない「不可抗力」といっても、弁済べき義務を負っている債務者側で負担するのが相当だとの価値判断がなされているわけですね。

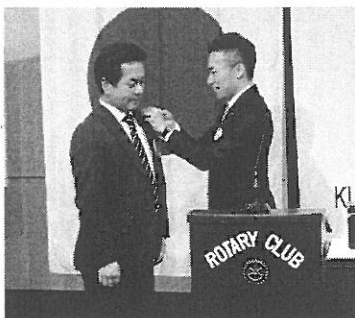
民法の規定やその解釈について検討するときには、この双方の利益衡量、価値判断がポイントになります。憲法や刑法とは大きく異なる点です。

バランスのとれた利益衡量は、結局、人生経験や社会経験の豊かさ、人や社会に対する関心と理解、深い洞察によって裏付けられるものです。

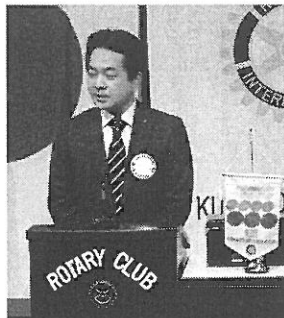
ロータリーに身を置いて、様々な職業、経歴、人柄の(しかも名士である)皆様と交流を持ち、一緒に活動できることは、この必要な涵養と成長にとっても非常にありがたいことです。

慶 事

[新入会員 入会式]



本田悟士会長より
ロータリーバッジの贈呈



新入会員
田中慎二さん挨拶

[勤務先]

(株)モアコンセプト
代表取締役

[職業分類] コンピュータ販売

[推薦者] 上田 観一 会員

[趣味] ドライブ・映画鑑賞

幹事報告 (福島 和見 幹事)

■ 報告事項(その他のロータリー関係)

①「地区 広報・青少年奉仕部門合同セミナー」開催について

日時:平成30年9月2日(日) 9:30~12:00

場所:くまもと県民交流館「パレア」

出席要請者:会長、会長エレクト、公共イメージ委員長、青少年奉仕委員長、ローターアクト担当長、他希望者

■ 例会取止め・変更

<例会変更>

★熊本りんどうRC

①8月2日(木)例会は、夜例会→昼例会に変更致します。同日13:00より「熊本空港エミナースホテル」にて行います。

②8月9日(木)例会は、「高山泰四郎ガバナー公式訪問」の為変更。8/10(金)13:00より「熊本空港エミナースホテル」にて行います。

<例会取止め>

下記の例会は、定款第8条第1節に基づき、例会を取りやめます。サイン受付は致します。

[熊本城東RC] 8月13日(月)

[熊本グリーンRC] 8月13日(月)

[熊本東RC] 8月14日(火)

[熊本東南RC] 8月15日(水)

<例会取止め>

下記の例会は、定款第8条第1節に基づき、例会を取りやめます。但しサイン受付は行いません。

[熊本南RC] 8月13日(月)

[熊本西稜RC] 8月13日(月)

[熊本りんどうRC] 8月16日(木)

出席報告

(長野義文クラブ管理運営委員)

	会員総数	22名	出席率
7月30日	出席免除会員数	2名	55.00%
	計算上会員数	20名	
	出席会員数	11名	
7月16日	前回の出席会員数	名	休会
	メイクアップ数	名	
	修正出席会員数	名	
メイクアップ済み会員及びメイクアップ訪問先			

委員会報告

(仙波洋八公共イメージ委員長)

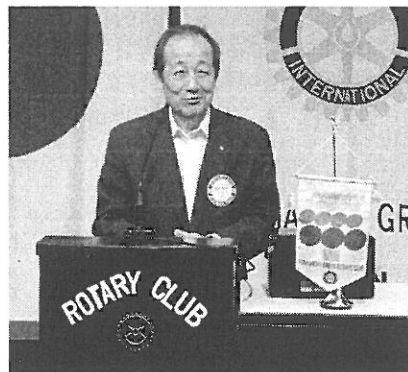
◆ロータリーの友7月号の内容紹介

スマイル (田中純司 スマイル担当長)

- 本田 悟士 君、福島 和見 君
「田中慎二様の新入会を心より歓迎してスマイルします。ロータリー生活を満喫して楽しんで下さい。これからよろしくお引度致します。又、急な依頼にもかかわらず、卓話をお引き受け下さった大友会員にスマイルです。ありがとうございます。」
- 大友 利行 君
「急に卓話をする事になりました。宜しくお願い致します。」
- 河野 景治 君
①「田中慎二会員のご入会に感謝。そして歓迎のスマイル申し上げます。」
②「栗山会員のところの「コバルトアイス」が、トリップアドバイザーが選ぶ「今夏食べたい、かき氷」の全国1位に選ばれてました。お祝いのスマイル申し上げます。」
- 田中 純司 君、栗山 義則 君、長野 義文 君、荒木 一之 君
「新入会員の田中慎二様、入会歓迎致します。これからよろしくお祈いします。」

3. 例会プログラム

卓話者:大友 利行 会員
演題:「今昔物語りについて」



卓話者
大友 利行 会員

4. 閉会・点鐘

<地区のニュース> 「韓国・日本 インターアクト大分高校生温泉サミット」

青少年奉仕部門 インターアクト委員長 汐月泰夫

2018年7月22日(日) R1第3661地区とR12720地区のインターアクト生による交流会を大分県別府市 明豊高等学校にて開催致しました。

参加インターアクトクラブは、韓国より釜山光復1A、東釜山1A、釜山小山1A、釜山影島1A、釜山金井1A、釜山港都1A、釜山1A、釜山黎明1A、釜山釜田1Aの9クラブ38名と韓日親善委員長とインターアクト委員長のロータリアン2名、引率教師 2名の42名。大分より、大分舞鶴高校1A、大分大学附属中学校1A、明豊高等学校1A 3クラブ 26名とロータリアン 16名、顧問教師 2名の総勢86名の参加となりました。



韓国と日本のインターアクト生は8グループに分かれて、まずは、お互いの自己紹介です。言葉は違うけれど、すぐに打ち解け仲良くなりました。グループ毎で昼食を食べた後、いよいよ別府の地獄めぐりです。



今回は、【別府の歴史から学ぶ観光地別府の知恵をインスタ発信】をテーマに別府の地獄めぐり、歴史資料館の見学を行いました。写真を撮りながら、インスタグラムで別府の良さ、別府の魅力を発信していこう!という企画です。

グループ毎にまとめ、別府の海地獄、鉄輪地区を散策しました。インターアクト生達は、お互いの写真を撮りあったり、海地獄の景色に感嘆したり、初めての温泉卵を食べたりと、別府の町を満喫していました。

散策が終わり、明豊高等学校へ戻り、各グループの代表が感想を発表いたしました。

「とても、楽しかった」「短い時間だったけれど、とても仲良くなれた」「言葉は違うけれど最後まで真剣に聞いてくれて分かるようになってくれていることが嬉しかった」「お別れするのがつらい、また会える日を楽しみにしている」といった感想がでていました。

最後にお互いが持参したプレゼントを交換し終了となりました。

終了の時間になっても、お互い名残惜しそうにし、韓国の方々が乗ったバスを全員で見送り、最後まで手を振り続ける姿をみて、こういった交流会が出来て、本当に良かったと感動致しました。

ホスト高校の大分舞鶴高校、提唱クラブの大分中央RCの皆様、そして会場を提供して頂きました明豊高校様、このたびはご尽力いただき、本当にありがとうございました。

青少年奉仕の活動は、これからの日本や世界平和に必要なことだと改めて思いました。

今後とも、思い出に残り、青少年の育成に繋がる活動を続けてまいります。